

藤崎町の給与・定員管理等について（平成23年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
22年度	16,108	7,448,930	187,021	1,366,100	18.3	16.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

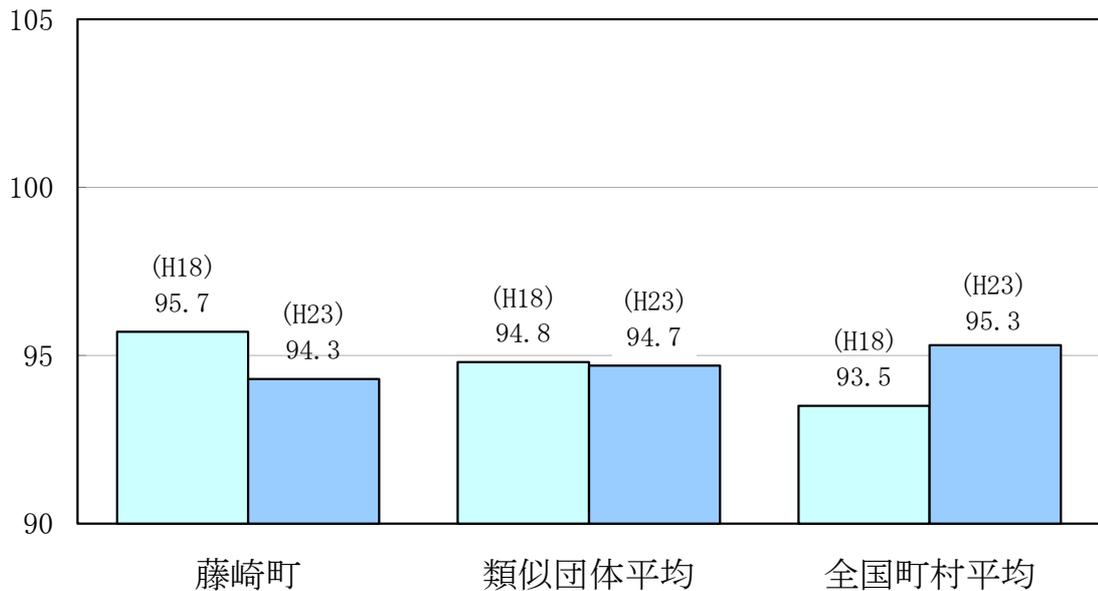
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	134	535,922	44,860	194,380	775,162	5,785

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
 2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

- ・特別職の給料を10%減額（12月分から）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(5) 給与改定の状況 (人事委員会を設置していないため未記載)

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
○年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
○年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日)

(単位: 円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
藤崎町	44.6 歳	327,500 円	359,500 円	348,400 円
青森県	43.8 歳	343,100 円	414,677 円	376,400 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	319,924 円	369,991 円	343,981 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
藤崎町	51.2 歳	10 人	300,400 円	319,000 円	318,900 円	—	—	—	—
うち学校給食員	47.3 歳	1 人	307,600 円	307,600 円	307,600 円	調理士	44.4 歳	191,900 円	1.60
うち用務員	50.1 歳	4 人	294,300 円	322,900 円	322,300 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.54
うち自動車運転手	52.1 歳	5 人	303,800 円	318,200 円	318,200 円	自家用自動車運転手	53.1 歳	236,700 円	1.34
青森県	47.3 歳	466 人	310,200 円	347,827 円	333,779 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	— 人	283,862 円	—	321,662 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	16 人	288,445 円	314,098 円	299,769 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
藤崎町	5,105,900 円		
うち学校給食員	4,957,100 円	2,588,700 円	1.91
うち用務員	5,143,500 円	2,943,200 円	1.75
うち自動車運転手	5,105,900 円	3,273,500 円	1.56

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成20年～22年の3ヵ年）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベース「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		藤 崎 町	青 森 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数 10年以上15年未満		経験年数 15年以上20年未満		経験年数 20年以上25年未満	
一般行政職	大 学 卒	264,500 円	304,300 円	343,300 円			
	高 校 卒	204,600 円	280,000 円	306,100 円			
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	265,200 円			
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円			

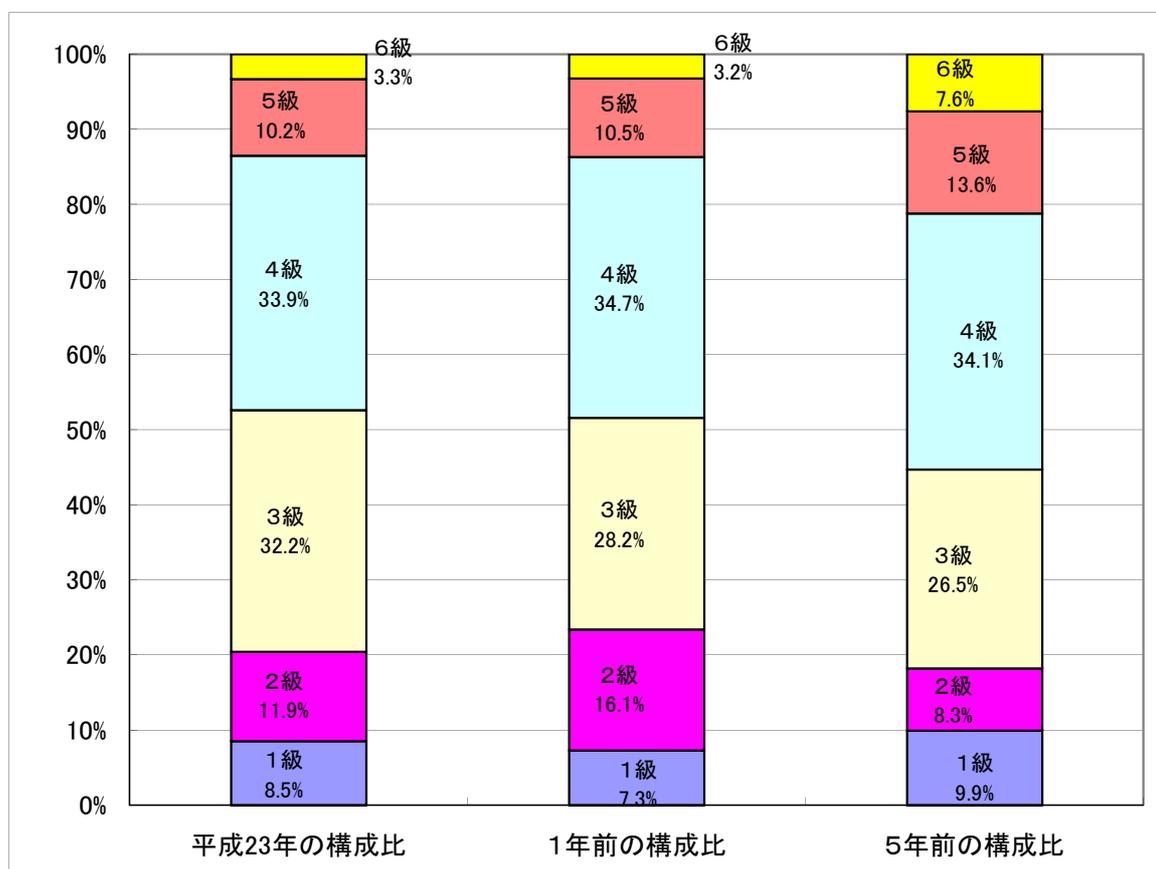
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・主事補	10	8.5
2 級	主査・主事	14	11.9
3 級	課長補佐・係長	38	32.2
4 級	課長補佐	40	33.9
5 級	課長	12	10.2
6 級	課長	4	3.3

(注) 1 藤崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度をまだ導入していないため、通常は「良好」の区分を適用し、人事評価以外の勤務成績が劣る者は下位の区分を適用している。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

藤 崎 町	青 森 県	国
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,399 千円	1人当たり平均支給額 (21年度) 1,622 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

人事評価制度をまだ導入していないため、通常は「良好」の区分を適用し、人事評価以外の勤務成績が劣る者は下位の区分を適用している。

(2) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

藤 崎 町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
(その他の加算措置)	(その他の加算措置)
定年前早期特例措置: 2~20%加算	定年前早期特例措置: 2~20%加算
調整額: 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~33,350円) × 60ヶ月	調整額: 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~79,200円) × 60ヶ月
退職時特別昇給: なし	退職時特別昇給: なし
(1人当たり平均支給額)	(1人当たり平均支給額) —
勸奨・定年: 21,905千円	

(3) 地域手当

藤崎町は地域手当に該当しません。

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (普通会計21年度決算)				0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (普通会計21年度決算)				0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (普通会計21年度)				0.0 %
手当の種類 (手当数)				2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき		500円/日
死体取扱手当	右記の作業に従事した職員	火葬及び行旅病死等人の死体処理作業に従事したとき		800円/体

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	6,198 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	43 千円
支給実績 (21年度決算)	8,646 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	61 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	
扶養手当	配偶者	13,000 円	同		18,372千円	221,349円	
		1人目					配偶者有 6,500 円
		配偶者無 11,000 円					
	2人以上	6,500 円					
	15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までにある子の加算	1人につき 5,000円					
住居手当	借家・借間	[12,000円以上の家賃] 1) このうち月額23,000円以下の場合 家賃-12,000円 2) 月額23,000円を超える場合 (家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (支給限度額27,000円)	同		4,535千円	266,765円	
通勤手当	交通機関利用者 運賃等55,000円以下の場合、全額支給 交通用具使用者 2km~60km=2,000円~24,500円		同		4,540千円	43,238円	
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員についてその職務の特殊性に基づき支給 支給額：20,000円~35,000円				3,300千円	173,684円	
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給 (支給月額)		同		10,005千円	69,000円	
	世帯主	扶養親族あり					17,800円
		扶養親族なし					10,200円
その他の職員		7,360円					

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	720,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 802,000 円 / 504,000 円	
	副 町 長	582,000 円	664,000 円 / 499,000 円	
	議 長	256,000 円 (243,000 円)	340,000 円 / 243,000 円	
	副 議 長	225,000 円 (213,000 円)	280,000 円 / 209,000 円	
報 酬	議 員	215,000 円 (204,000 円)	250,000 円 / 180,000 円	
		() は減額措置を行う前の金額です。		
期 末 手 当	町 長	(22年度支給割合) 2.95 月分		
	副 町 長	(22年度支給割合) 2.60 月分 (減額後)		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.455	(1期の手当額) 15,724,800円	(支給時期) 任期毎
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.265	7,403,040円	任期毎
	備 考			

注 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

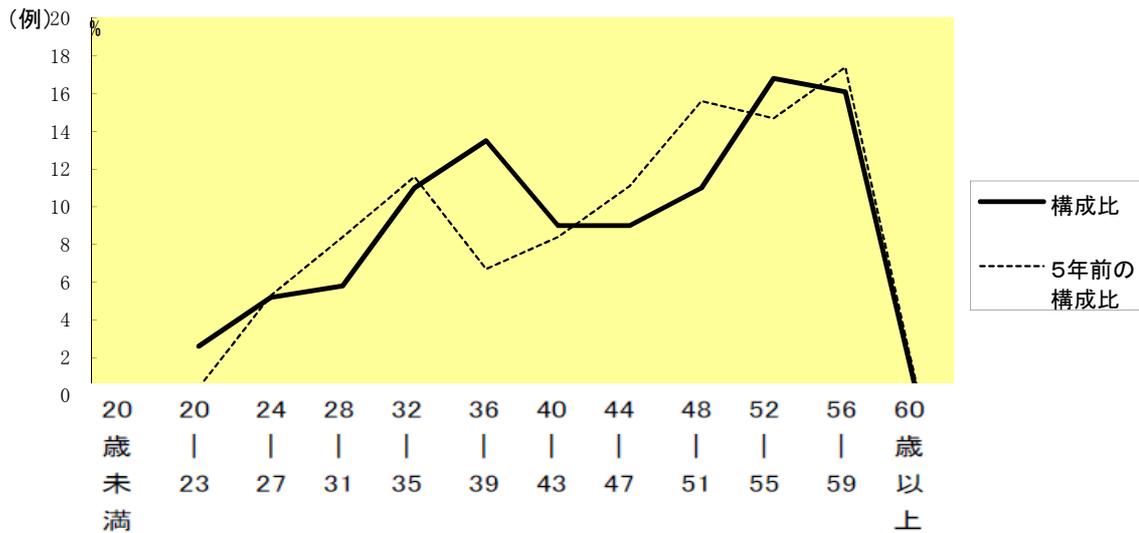
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3		退職不補充 事務の統合
		総務	46	43	△ 3	
		税務	13	12	△ 1	
		農水	12	12		
		商工				
		土木	14	14		
		民生	10	10		
	衛生	14	14			
	計	112	108	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.03 人)	
	教育部門	30	26	△ 4	スポーツプラザ指定管理者移行	
消防部門						
小 計	142	134	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.19 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 105.27 人)		

公 営 企 業 等 会 社	水道	4	4		
	下水道	4	4		
	その他	13	13		
	小計	21	21		
合計		163	155	△ 8	
		[187]	[187]		<参考> 人口1万人当たり職員数 96.23 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況 (平成23年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	4人	8人	9人	17人	21人	14人	14人	17人	26人	25人	人	155人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	133	130	126	114	112	108	▲ 25 (▲ 18.8 %)
教育	34	33	30	34	31	27	▲ 7 (▲ 20.6 %)
消防							()
普通会計 計	167	163	156	148	143	135	▲ 32 (▲ 19.2 %)
公営企業等会計 計	59	57	22	23	21	21	▲ 38 (▲ 64.4 %)
総合計	226	220	178	171	164	156	▲ 70 (▲ 31.0 %)

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成19年7月6日付け総行給第61号及び総財公第97号総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)通知「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施」を踏まえ、当町の取組方針を次のとおり策定しました。

○基本的な考え方

技能労務職員の給与等については、地域の民間給与と比較しながら、その制度・運用の適正化を図る。また、技能労務職員については、原則として退職不補充することとし、総人件費の抑制を図る。

○具体的な取組内容

①給料表

平成18年の給与構造見直しの実施にあわせて、給料表を国の行政職給料表(二)に準拠して改定している。

②昇格・昇給

平成18年度から55歳昇給抑制を行っているが、昇格・昇給の基準について、国の運用を参考に見直しを行う。

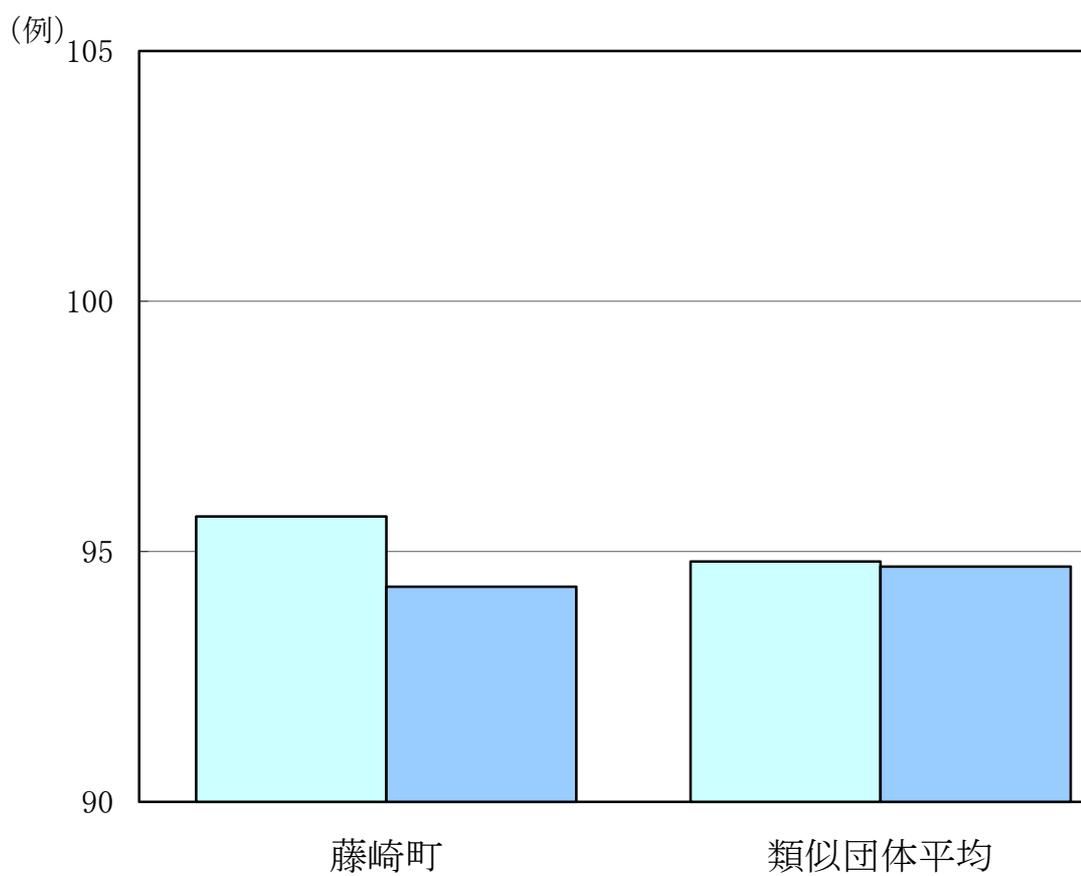
③諸手当

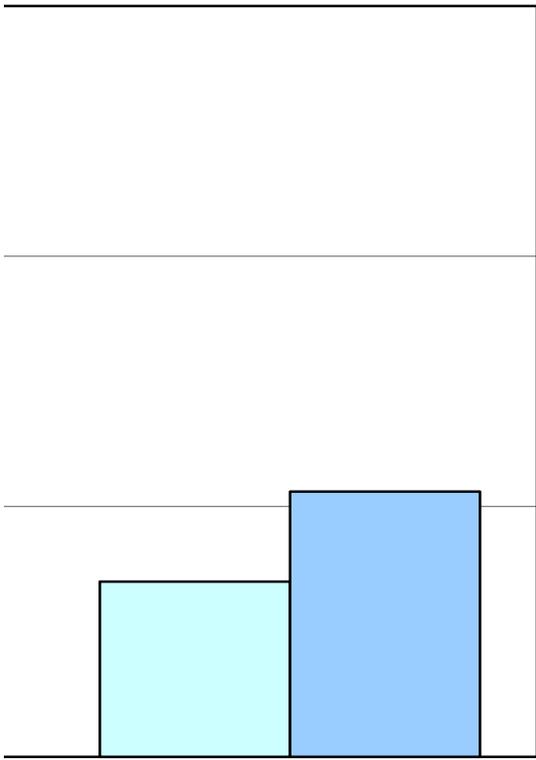
定期的に支給される特殊勤務手当はありません。

○その他(民間委託の推進、事務・事業の見直し等)

平成17年の町村合併以降は、技能労務職員の採用はしていません。

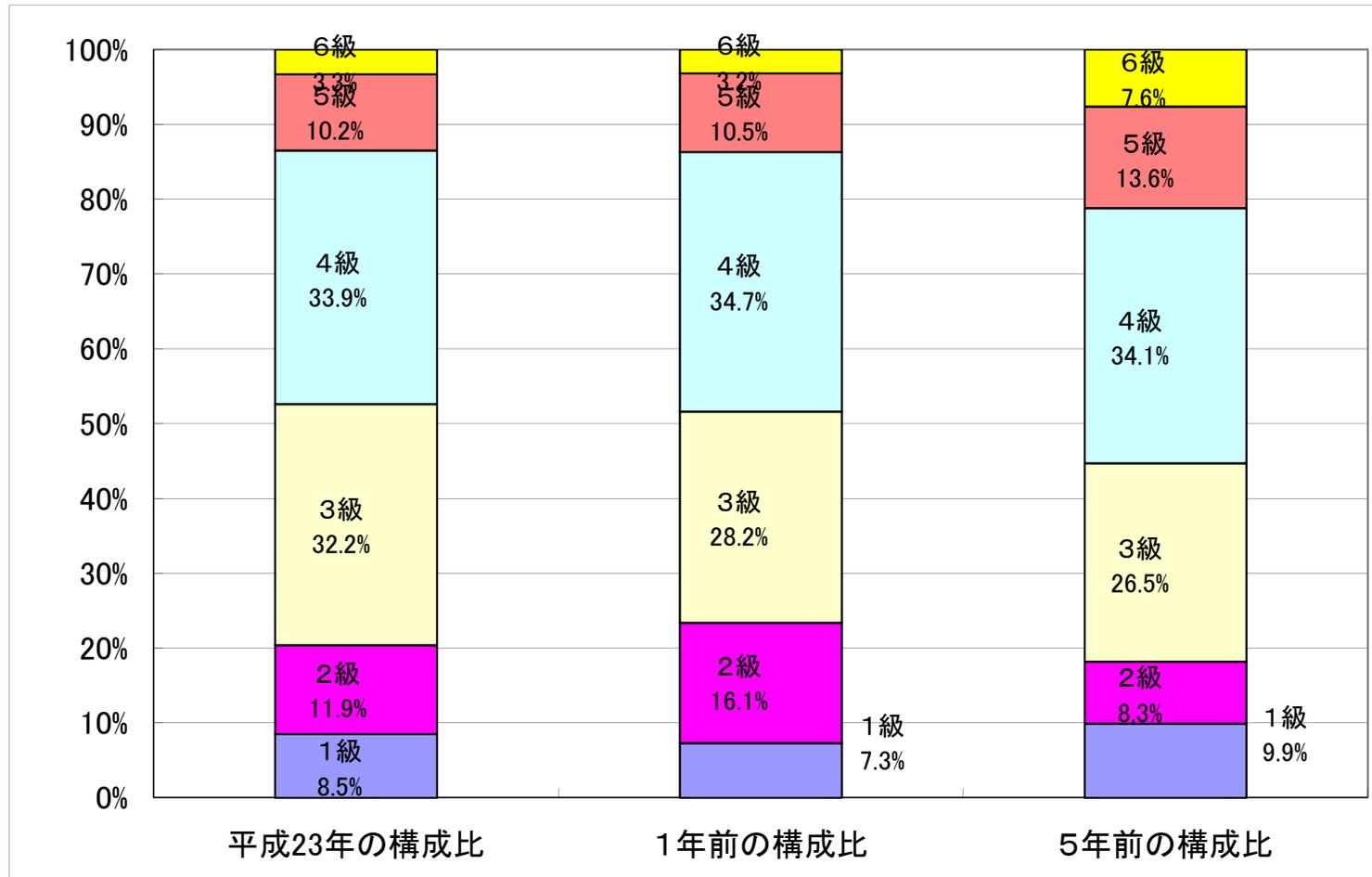
区 分	H18	H23
藤崎町	95.7	94.3
類似団体平均	94.8	94.7
全国町村平均	93.5	95.3





全国町村平均

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
平成23年の構成比	8.5%	11.9%	32.2%	33.9%	10.2%	3.3%		
1年前の構成比	7.3%	16.1%	28.2%	34.7%	10.5%	3.2%		
5年前の構成比	9.9%	8.3%	26.5%	34.1%	13.6%	7.6%		



※参考

図-5 職種別、年齢別職員構成(全地方公共団体) <グラフデータ>

構成比		2.6	5.2	5.8	11.0	13.5	9.0	9.0	11.0	16.8	16.1	0.0
5年前の構成比		0.4	5.3	8.4	11.6	6.7	8.4	11.1	15.6	14.7	17.4	0.4
	20	20-23	24-27	28-31	32-35	36-39	40-43	44-47	48-51	52-55	56-59	60

